

令和4事業年度 決算の概要

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)



国立大学法人

愛知教育大学

AICHI UNIVERSITY OF EDUCATION

財務諸表の作成及び提出

※令和4事業年度は、第四期中期目標期間（6年間）の最初の事業年度決算となる。
文部科学省への提出期限：6月30日（金）

国立大学法人法 準用通則法

（財務諸表等）

第三十八条 国立大学法人等は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（会計監査人の監査）

第三十九条 国立大学法人等は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、文部科学省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

書 類 名		提 出 期 限
・財務諸表	貸借対照表	令和4年6月30(金)
	損益計算書	
	キャッシュ・フロー計算書	
	利益の処分に関する書類(案)	
・附属明細書		公文書
・監査報告書(監事)		
・監査報告書(会計監査人)		
・事業報告書		
・決算報告書		

損益計算書の概要 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

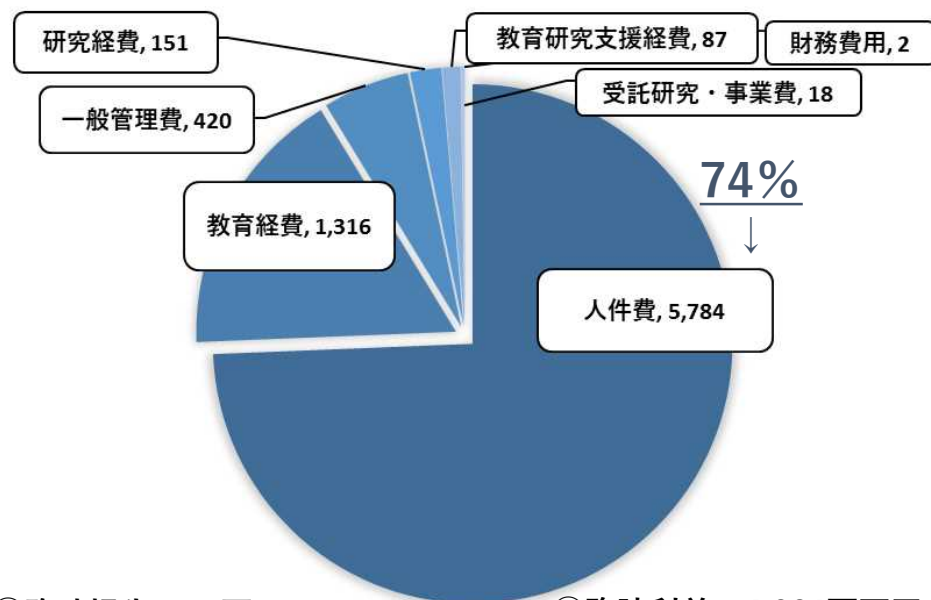
当期総利益 4,270百万円【対前年比 3,929百万円 (1,150.5%) 増】

当期総利益 = (②経常収益 - ①経常費用) + (④臨時利益 - ③臨時損失) + ⑤目的積立金取崩額

①経常費用 7,778百万円【対前年比 ▲933百万円 (▲10.7%)】

(▲額主要因)

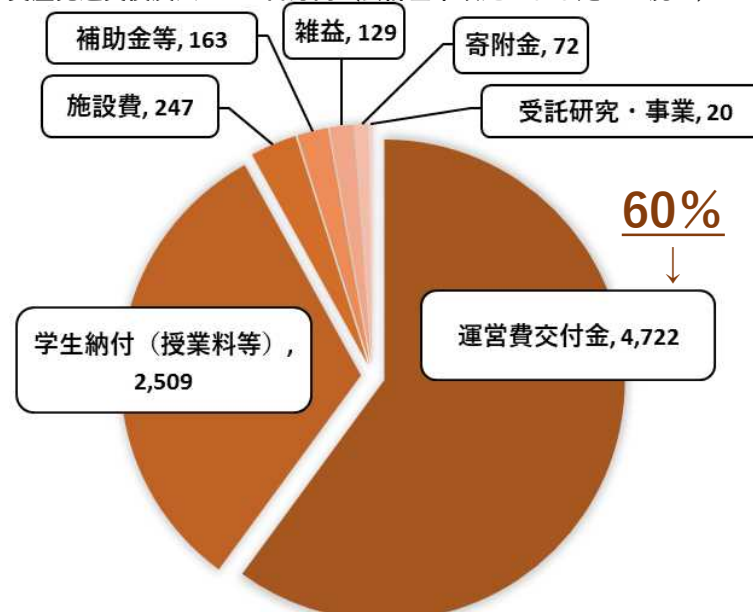
- ・施設整備費補助金財源の改修費用▲426百万円 (美技家棟等3→音楽棟1)
- ・目的積立金財源の費用▲324百万円 (附属幼稚園、陸上競技場整備→0)



②経常収益 7,862百万円【対前年比 ▲631百万円 (▲7.4%)】

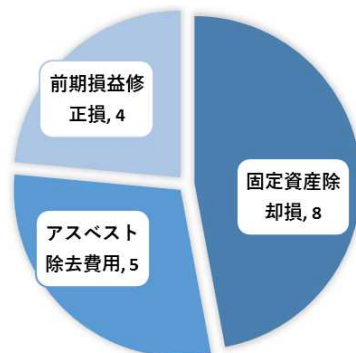
(▲額主要因)

- ・施設整備費補助金収入の減に伴う施設費収益▲426百万円
- ・資産見返負債戻入▲218百万円 (会計基準改定による処理の廃止)



③臨時損失 17百万円

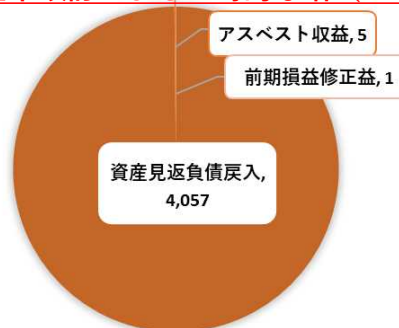
【対前年比 ▲56百万円 (▲76.0%)】



④臨時利益 4,064百万円

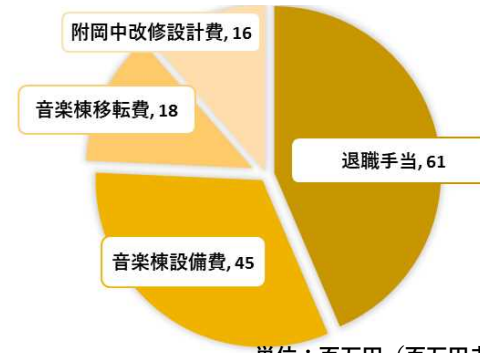
【対前年比 3,894百万円増 (2,289.3%増)】

※会計基準改訂による一時的な増 (R4のみ)



⑤目的積立金取崩額 140百万円

【対前年比 ▲324百万円 (▲69.7%)】



単位：百万円 (百万円未満切捨て表示)

国立大学法人会計基準の改訂による損益の影響

資産見返負債（損益均衡会計）の廃止（令和4年度以降）

運営費交付金、授業料及び寄附金を財源に固定資産を購入した場合に資産見返負債を計上するこれまでの会計処理を廃止し、財源相当額は当該執行年度に収益化する。変更初年度の令和4事業年度においては、令和3事業年度末の資産見返負債は期首に全て収益化し、臨時利益の資産見返負債戻入に計上する。

<資産見返負債の原則廃止>

○令和3年度まで

貸借対照表

資産 建物 60	負債 資産見返負債 60
	純資産

	×1年度	×2年度	×3年度
費用 (減価償却費)	20	20	20
収益 (資産見返負債戻入)	20	20	20

○令和4年度以降

財源は資産見返負債に振り替えず
固定資産取得時に全額収益化

貸借対照表

資産 建物 60	負債
	純資産 (純利益60)

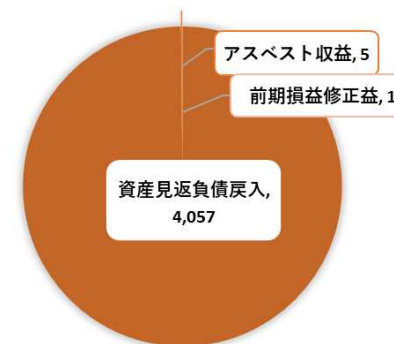
	×1年度	×2年度	×3年度
費用 (減価償却費)	20	20	20
収益 (〈例〉運営費交付金収益)	60	0	0

損益（当期総利益）の影響

●令和4事業年度（変更初年度）のみ

変更初年度の会計処理で令和3事業年度末の資産見返負債残高4,057百万円を全て収益化のため、多額の臨時利益が計上となる。
(※現金の裏付けなし)

臨時利益 4,064百万円 (※R4のみ一時的な増)
【対前年比 3,894百万円増 (2,289.3%)】



●令和4事業年度以降

損益均衡処理がなくなるため、減価償却費（費用）と固定資産の取得額（収益）のどちらが大きくなるかで単年度損益が大幅に増減する。

当期総利益及び利益の処分（案）の概要

当期総利益を利益処分額として、「積立金」と「目的積立金」に区分

I 当期未処分利益

当期総利益 4,270百万円【対前年比 3,929百万円（1,150.6%）増】



II 利益処分額

積立金 3,949百万円【対前年比 3,849百万円（3,866.7%）増】

国立大学会計基準の制度上発生する現金の裏付けのない利益

- ・ 会計基準改訂に伴う資産見返負債戻入の臨時利益（R4のみ） 4,057百万円
- ・ 固定資産の取得額（収益）と減価償却費の額の差額等 ▲108百万円

目的積立金相当額 321百万円【対前年比 80百万円（32.9%）増】

経営努力の結果生じた、現金の裏付けのある利益

収入の増及び人件費など支出経費の抑制・節減による経営努力が要因となる剰余金

文部科学大臣へ申請して、経営努力として認定を受ければ、目的積立金として、中期計画で定めた用途

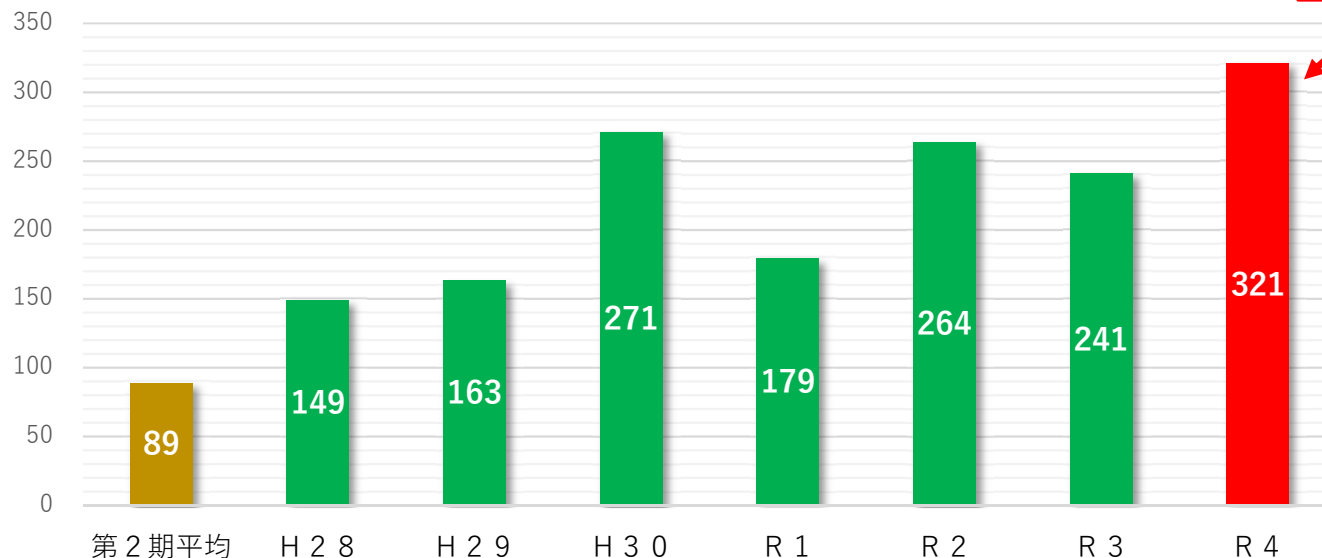
「教育研究の質の向上及び業務運営の改善」の財源に充て使用が可能となる。

目的積立金（経営努力の認定）の推移等

文部科学大臣へ目的積立金（経営努力の認定）の申請を行う。

「目的積立金」申請額の推移

(百万円)



今回の申請 321百万円

||
剰余金

収入額 7,230百万円の 4.43%相当

収入額は決算報告書より
運営費交付金、学生納付金、雑収入
(受託研究費、寄附金、補助金除く)

剰余金の発生要因

検定料、その他雑収入の増及び
人件費、教育研究費などの抑制・
節減の経営努力が要因となる。

第3期

第3期申請承認の目的積立金残高

大臣承認の前年度からの 繰越目的積立金	421百万円	A
令和4事業年度支出額	171百万円	B (固定資産分31百万円含む)
令和4事業年度末残高	250百万円	C=A-B

単位：百万円（百万円未満切捨て表示）